

## <建設業許可等申請（届出）書類への押印について>

令和3年1月1日以降に提出する建設業許可、各種届出及び経営事項審査に関する申請（届出）書類に関して、申請者の押印不要となります。

※様式等については、下記 URL にてご確認ください。（国土交通省 HP）

### 【建設業許可】

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000086.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000086.html)

### 【経営事項審査】

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000193.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000193.html)

## <監理技術者講習の有効期間について>

「受講日から5年以内」とされていた監理技術者講習の有効期間について、令和3年1月1日以降は、「受講した日の翌年の1/1から5年以内」と変更になります。

ただし、経営事項審査における技術職員名簿に講習受講「1」として記載できる要件は、従来どおり「講習を審査基準日からさかのぼって5年以内に受講していること」に変わりありませんのでご注意ください。

## <経営事項審査における確認資料の運用変更について>

現行、経営事項審査における確認書類として、「工事経歴書に記載されている工事のうち、元請・下請の区別なく請負金額の上位5件の契約書等（申請業種ごと）」を提出することとしておりますが、この件数を5件→3件に改めることとします。

### ◆ 改定の時期

令和3年2月1日以降申請受付分から適用

### ◆ 対象者

東北地方整備局で経営事項審査を受審される大臣許可業者

## <解体工事の技術者要件に関する経過措置終了について>

とび・土工工事業の技術者を解体工事業の技術者とみなす経過措置期間が、令和3年3月31日をもって終了します。

経過措置対象となる技術者を営業所専任技術者として解体工事業の許可を受けている場合は、令和3年3月31日までに技術者要件を備え、かつ備えてから2週間以内に許可行政庁へ有資格者区分変更の届出を行うことが必要となります。変更の届出がなされない場合、経過措置にて取得している解体工事業許可は取消処分となりますのでご注意ください。

### <問合せ先>

国土交通省東北地方整備局 建政部 建設産業課

TEL：022-225-2171（内6145）